

自治体等が活用可能な国際交流関連の支援策・制度の例

内閣官房国際博覧会推進本部事務局取りまとめ

※ R8年1月時点公開情報に基づく。対象経費・支援要件等の詳細については各実施要綱等を参照すること。

活用目的	施策名/事業名	支援対象	主な支援内容	実施機関	参考URL等
地域人材（自治体職員等）の育成・確保	JETプログラム	地方公共団体	<p>○ 総務省による地方財政措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体におけるJET参加者（※）の任用に要する経費を普通交付税措置 ・私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置（都道府県の場合） ・JETプログラムコーディネーターに係る経費の1/2を特別交付税措置（市町村の場合） <p>※JET参加者が従事する職種</p> <p>ALT（外国語指導助手）：教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事</p> <p>CIR（国際交流員）：地方公共団体の国際交流部局等で国際交流活動に従事</p> <p>SEA（スポーツ国際交流員）：スポーツを通じた国際交流活動に従事</p>	総務省、自治体国際化協会（CLAIR）等	https://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu/JET.html
	地域おこし協力隊	地方公共団体	<p>○ 地方公共団体が委嘱した地域おこし協力隊員（都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動）が、一定期間（概ね1～3年）、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組に係る経費（下記）について特別交付税措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費（350万円/団体を上限） ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費（100万円/団体を上限） ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費（団体のプログラム作成等に要する経費について100万円/団体を上限等） ・地域おこし協力隊員の活動に要する経費（550万円/人を上限） ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費（200万円/団体を上限） ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費（任期2年目から任期終了後3年の起業する者1人あたり100万円上限 ※新たな雇用の創出等の要件を満たす場合1人あたり200万円上限に引き上げ） ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費（措置率0.5） ・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円/団体を上限） ・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円/団体を上限） <p>※令和7年度からJETプログラム修了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和。</p>	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichigyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html

活用目的	施策名/事業名	支援対象	主な支援内容	実施機関	参考URL等
地域人材（自治体職員等）の育成・確保	多文化共生アドバイザー制度	地方公共団体（特別交付税措置対象は市町村のみ）	<p>○ 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の「多文化共生アドバイザー」を通して、多文化共生に取り組もうとする地方自治体が、助言やノウハウの提供等を受けることができる。</p> <p>○ 市町村については、多文化共生アドバイザーの活用に必要な経費（下記）が特別交付税措置対象</p> <p>①多文化共生アドバイザーの受入れに係る旅費・謝金、②講演会や研修の開催等に係る車両・会場借上費、印刷製本費、消耗品費、③多文化共生アドバイザーへの訪問に係る旅費、④その他、多文化共生アドバイザーの活用に必要な経費</p>	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_content/000743517.pdf https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_04000075.html
	地域力創造アドバイザー制度	三大都市圏外の市町村及び三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村	<p>○ 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を年度内に延べ10日以上招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置として支援。</p> <p>・1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー1人につき最大3年間招へい可能）</p> <p>-民間専門家活用（610万円/年） ※謝金単価の上限を新たに設定し、国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする</p> <p>-先進自治体職員（組織）活用（240万円/年）</p>	総務省	https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/
	地域活性化起業人	三大都市圏外の市町村及び三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村	<p>○ 地方公共団体が、都市部に所在する企業の社員等を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事（任期：6か月～3年）することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。</p> <p>※ 地方公共団体と企業の協定締結に基づく企業から社員を派遣する方式（①企業派遣型）と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく副業の方式（②副業型・シニア型）により活用。</p> <p>・受入れ期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）</p> <p>・受入れ期間中に要する経費（①上限610万円/人、②報酬費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人）</p> <p>・発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）</p>	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03100070.html
	地方公務員海外派遣プログラム（海外武者修行プログラム）	地方公共団体の職員	<p>○ 各地方公共団体が、総務省やCLAIRの支援を受け、地域の国際的な人材を育成することを目的として実施（海外研修の具体的な内容は、各地方公共団体が創意工夫しながら決定）。</p> <p>・派遣期間：約3か月（国内での研修を含む）</p> <p>・派遣対象国：限定はないが、CLAIRの支援が受けられるのは米国、英国、仏国、韓国、豪州</p> <p>※ 令和8年度に実施される派遣事業については、令和7年11月末で募集締め切り。</p>	総務省	https://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu.html

活用目的	施策名/事業名	支援対象	主な支援内容	実施機関	参考URL等
国際交流（姉妹都市提携、文化芸術交流、青少年交流等）	国際交流支援事業	地方公共団体、地域国際化協会	<p>○ 地方公共団体等が、新規（※1）に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業に要する経費について、助成対象となる経費の1/2以内の額を助成（①海外事業：上限500万円/事業 ②国内事業：上限300万円/事業）。</p> <p>（対象事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業 ・ 文化、芸術又は研究に関する交流事業 ・ 青少年交流に関する事業 ・ 国際会議に関する事業 ・ その他地域の特色を活かした交流事業 <p>※1 継続的に行われている事業であっても他の地方公共団体及び地域国際化協会のモデルとなり得る先駆的な事業であれば対象となる。</p> <p>※2 令和8年度中に実施される事業については、令和7年10月末で募集締め切り。</p>	自治体国際化協会（CLAIR）	https://www.clair.or.jp/i/exchange/shien/page-5.html
	文化芸術交流プログラム	個人または民間団体	<p>（海外派遣助成）</p> <p>○ 海外機関（劇場や芸術フェスティバル等）から招へいを受けている日本国内の団体又は個人が、日本の芸術や文化の海外への紹介や文化芸術分野における国際的な貢献を目的として、海外において公演等の文化芸術事業を実施するため、海外に渡航するアーティスト等の渡航費を支援。</p> <p>※令和8年度中に実施される事業については、令和7年12月初旬で募集締め切り。</p>	国際交流基金（JF）	https://www.ipf.go.jp/i/program/culture.html
	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業	小中学校等または民間団体(委託) ※補助金事業ではありません	<p>（芸術家の派遣）</p> <p>○ 学校が授業の一環として個人又は少人数の芸術家を招へいし、児童や生徒向けに文化芸術に関する講話、実技披露、実技指導を実施するため、芸術家の招へいに伴う旅費や公演に係る謝金等を支援。</p> <p>（コミュニケーション能力向上）</p> <p>○ 学校が授業の一環として個人又は少人数の芸術家を招へいし、児童や生徒向けに、芸術家の表現手法を取り入れた計画的・継続的なワークショップを実施するため、芸術家の招へいに伴う旅費や公演に係る謝金等を支援。</p> <p>※1 「コミュニケーション能力向上」については、計画的・継続的なワークショップを実施するという観点から、同一の児童・生徒に対して3回以上のワークショップを実施することに留意する必要がある。</p> <p>※2 本事業を申請する場合には、学校申請方式とNPO法人等提案方式の2種類がある。</p> <p>【学校申請方式】 学校が個人又は少人数の芸術家と企画を立て、応募するもの。</p> <p>【NPO法人等提案方式】 NPO法人等提案方式ではNPO法人等団体がコーディネート業務を実施するための賃金や旅費を支援。自治体との連携が必須条件。</p> <p>※3 令和8年度実施分の募集はすでに終了。</p> <p>【学校申請方式】 令和7年9月1日～10月31日</p> <p>【NPO法人等提案方式】 令和7年12月22日～令和8年1月23日</p>	文化庁	https://www.kodomo.geijutsu.go.jp/firsttime/index.html

活用目的	施策名/事業名	支援対象	主な支援内容	実施機関	参考URL等
観光誘致・海外販路 開拓	経済活動助成事業	地方公共団体	<p>○ 地方公共団体が実施する、海外販路開拓事業、海外観光客誘致（インバウンド）事業等のうち、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業に要する経費について、助成対象となる経費の1/2以内の額を助成。</p> <p>※1 海外で行う事業は1事業あたり500万円、日本国内で行う事業は1事業あたり300万円が上限。</p> <p>※2 令和8年度中に実施される事業については、令和7年10月末で募集締切り。</p>	自治体国際化協会（CLAIR）	https://economy.clair.or.jp/activity/grant/
	プロモーション・アドバイザー事業	都道府県、市区町村	<p>海外プロモーションについて専門知識を有する、クレアの「プロモーションアドバイザー」を希望する自治体に派遣し、海外プロモーション（海外販路開拓、インバウンド観光対策及び地域の伝統文化の発信）に関する専門的な見地からの指導及び助言を行う。</p> <p>アドバイザー派遣の費用負担について、業務料、交通費及び宿泊費を当協会が負担。その他の費用については自治体の負担（会場費等）。</p>	自治体国際化協会（CLAIR）	https://economy.clair.or.jp/activity/dispatch/
	MICE誘致・開催促進事業	地方公共団体等	<p>○国内地域のMICE開催地としてのポテンシャルの強化を図るため、地域の強みや中長期戦略を踏まえつつ、我が国の発信力となる質の高い開催モデルを創出する実証事業を実施。</p> <p>（対象事業）</p> <p>①MICE地域における魅力向上及び機運醸成 例）エクスカーション、レセプション、ユニークベニューの活用を通じた地域の文化紹介・体験や住民との交流 等 1事業につき上限1,000万円※自己負担割合2割以上</p> <p>②MICE開催地周辺における魅力向上及び機運醸成 例）プレポストツアー実施時の地域の文化紹介・体験や住民との交流 等 1事業につき上限2,000万円※自己負担割合なし</p>	観光庁	https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo09_00042.html
地方創生一般	地域未来交付金	地方公共団体	<p>（地域未来推進型）</p> <p>地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の地域独自の取組を支援する。</p> <p>※1 助成額・支援期間は事業メニューにより異なる。</p> <p>※2 令和8年1月募集については令和8年2月上旬で募集締め切り。</p>	内閣府地方創生推進事務局	https://www.chisou.go.jp/sousei/policy_index.html
	企業版ふるさと納税	地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対して寄附を行う企業	<p>○ 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除する。</p> <p>※寄附額の最大約9割（損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）＋最大6割の税額控除）に相当する税の軽減効果を受けることができる。</p> <p>○企業が人件費を含む事業費について寄附を行い、寄附と同一年度に寄附活用事業に従事する地方公共団体職員等として人材を派遣する「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」も活用が可能。</p>	内閣府地方創生推進事務局	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kiyou_furusato.html

活用目的	施策名/事業名	支援対象	主な支援内容	実施機関	参考URL等
国際協力	自治体国際協力促進事業（モデル事業）	地方公共団体、地域国際化協会、NPO法人等（地方公共団体又は地域国際化協会と連携して実施する場合に限る）	<p>○ 地方公共団体等が実施する国際協力事業のうち、事業趣旨・内容等が他の自治体のモデルケースとなりえる先駆的事业に要する経費で助成対象となる経費について、1事業あたり300万円または500万円（複数自治体等による申請の場合）を上限として助成。</p> <p>※ 令和8年度中に実施される事業については、令和7年10月末で募集締め切り。</p>	自治体国際化協会（CLAIR）	https://www.clair.or.jp/j/cooperation/model/index.html
	草の根技術協力事業	地方公共団体、地方公共団体と連携して事業を実施する地方公共団体が指定した団体	<p>（地域活性化型）</p> <p>○ 地方公共団体及び関連団体の知見・経験・技術等を活用した海外展開を促し、開発途上国の開発課題の解決とともに日本の地域や経済の活性化にも寄与する取組（開発途上国における活動が主であり、当該部分が限定的な場合や、日本国内への貢献が主となる事業は対象外）について、JICAと業務提携して事業を実施。</p> <p>※1 本事業実施に際しては、開発途上国の開発課題の解決に資する活動であることが必須であり、単に開発途上国との交流を目的としたものは対象とならないことに留意する必要がある。</p> <p>※2 実施期間は3年以内、金額の上限は6,000万円</p> <p>※3 JICA と団体との協力関係のもとに実施する共同事業であり、JICAが委託した業務の完了を確認したうえで、業務の報酬として契約金額が支払われる（助成金や補助金とは性格が大きく異なる）。</p> <p>※4 応募する際には、JICAへの事前相談を必須とし、事業実施の前年度に応募する必要がある。</p>	国際協力機構（JICA）	https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/index.html